

※類似の質問はまとめさせて頂きました。追加のご質問等ございましたら、恐れ入りますが電話にてお問い合わせください。

Q1	申請書類を提出してから交付決定が通知されるまでどのくらい期間がかかりますか？	A1	公社が申請書を受け付けてから、通常、1.5～2か月程度で交付決定通知書を送付します。ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合はそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。
Q2	工事業者の方からの代理申請は可能でしょうか。	A2	可能ですが、申請書の第一面に手続代行者としての記入と「手続き代行に関する誓約書」の提出が必要になります。
Q3	集合住宅の住居で現在事務所として貸しております（お風呂・キッチン有り）。この場合、申請できますか？	A3	事務所として貸し出しているのであれば、「居宅」として登記されていても助成の対象ではありません。
Q4	書類を送るときに、クリアポケットは使用しないようにとのことですが、クリアポケットとは何ですか。	A4	クリアポケットファイルの略称です。
Q5	ドアの熱性能値は数値が記載されていましたが、窓の性能値は規定がありますか？	A5	ドアに関しては「熱貫流率が3.49W/(㎡・K)以下」と数値を要件にしておりますが、窓に関しては「国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。)において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスであること」を要件としております。【手引P.4】
Q6	ドアの交換要件、熱貫流率3.49w/㎡・Kですが建具とガラスの構成による数字ではなく、各メーカーの自己適合宣言書の数字を適用してよいのでしょうか？またその場合、申請時に自己適合宣言書の写しを添付すればよいのでしょうか。施工証明書または出荷証明書への記載の仕方も教えてください。	A6	各メーカー様の自己適合宣言書の数字の適用で問題ございません。申請時には該当商品にマーキングを施すなどした附属書をご提出いただくと審査がスムーズにいきます。施工証明書や出荷証明書には商品名と仕様、開閉形式、ガラスの仕様まで記載いただくのが理想です。（仕様がk 2、D2の場合は、開閉形式、ガラスの仕様の組み合わせにかかわらず、熱貫流率3.49w/㎡・K以下が担保されているので、仕様までの記載で結構です。）
Q7	法定耐用年数は何年ですか。その間に、建物の名義人が変わればどうなりますか。通知するのでしょうか。	A7	法定耐用年数は10年です。建物の名義人が変わる場合には「助成対象設備等所有者変更届」をご提出いただけます。
Q8	耐用年数経過後、製品の取替時にも改めて助成金の申請は行えますか？	A8	現行の事業と同じ考えであれば申請を行っていただくことは可能です。
Q9	現時点での申請状況、予算の残額はどれぐらいなのでしょう？	A9	具体的な数字は公表しておりませんが、現在の申請のペースですと、予算がなくなることは無いと思われます。ただ、今後の申請状況で見込みが変わる可能性はございます。
Q10	来年度以降の助成事業の継続予定、類似事業の実施予定はありますか？	A10	現在のところ未定です。
Q11	問い合わせは電子メールでできますか？	A11	今回使用したクールネット東京のアドレスは、本説明会のみ使用となります。問合せにつきましては、電話をお願いします。